

わが国におけるスピノフに関する 法制上・税制上の課題^(注1)

太田 洋

目 次

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 総論 2. スピノフのメリット 3. わが国旧商法・会社法下におけるスピノフの取扱い | <ol style="list-style-type: none"> 4. わが国におけるスピノフの課税上の取扱い 5. わが国でスピノフ等が活用されるための制度的課題 |
|---|--|

平成13年の組織再編税制の創設により、わが国でもM&Aや既存子会社の完全子会社化等は活発化した。しかしながら、子会社や事業部門を切り離して独立させる手段であるスピノフに関して米国のような課税繰延べ措置を欠いていたため、子会社や事業部門の「選択と集中」は不十分なままであった。かかる状態を打破し、「選択と集中」を徹底させるために、スピノフについての課税繰延べ措置を早期に導入すべきである。

1. 総論

平成12年商法改正によって会社分割制度が導入され、平成13年度税制改正による組織再編税制の創設と相まって、今や会社分割は企業グループ再編や事業統合の手段として完全にわが国に定着している。しかしながら、米国において「会社分割」(corporate divestiture)の手法として一般に理解されている、スピノフ(spin-off: 現物配当その他の比例的分配により、株主に対して、既存子会社または事業を切り出して設立した新設子会社の株式を交付することによって、当該子会社

または事業を切り離す組織再編)、スプリットオフ(split-off: 株主に対して、当該株主の保有する株式の償還対価として、既存子会社または事業を切り出して設立した新設子会社の株式を交付することによって、当該子会社または事業を切り離す組織再編)およびスプリットアップ(split-up: 株主に対して、解散に伴う清算配当に際して、既存子会社または事業を切り出して設立した新設子会社の株式を交付することによって、当該子会社または事業を切り離す組織再編)は、いまだにわが国ではほとんど行われたことがない。そのことの一因は、わが国の会社分割制度が、米国のそれ



太田 洋 (おおた よう)

西村あさひ法律事務所パートナー、東京大学大学院法学政治学研究科教授。1991年東京大学法学部卒業、93年弁護士登録、2000年ハーバード・ロースクール修了(LL.M.)、01年米国NY州弁護士登録。01年～02年法務省民事局付。日本取締役協会幹事。主な編著書に『平成26年会社法改正と実務対応〔改訂版〕』(商事法務、2015年)、『M&A・企業組織再編のスキームと税務〔第2版〕』(大蔵財務協会、2013年)ほか多数。